

【山形県離転職者職業訓練(公共職業訓練)】

12月開校 東南置賜地区会場

訓練コード：29K030Y30



ハロートレーニング

～ 急がば学べ ～

※「ハロートレーニング」は「公的職業訓練」の愛称です。

2次募集！！12月13日(水)昼12時まで

# 介護サービス科

- ★ 「介護職員初任者研修」修了資格の取得をめざします。
- ★ 施設実習により、介護現場を経験することができます。
- ★ 就職支援 により、再就職をバックアップします。

受講生募集



訓練期間	平成29年12月21日(木)～平成30年3月20日(火) (3ヶ月間) 休日は、原則として土、日、祝日(年末年始12/29～1/3) 基本時間：9:30～17:00
訓練場所	株式会社ニチイ学館山形支店 山形校米沢第二教室 米沢市金池5-13-21 ニチイケアセンター米沢(裏面地図参照)
定員	20名(最少催行人員10名) <b>ただし、1次募集の受講申込者が優先的に選考されます。</b>
受講対象者	公共職業安定所に求職の申し込みをしている方で、職業に必要な技能、知識を習得して再就職を希望し、公共職業安定所長の受講指示、受講推薦又は支援指示を受けた方
受講料	受講料は無料です。 ただし、テキスト代及び職業訓練生総合保険料として約15,000円、並びに健康診断料約2,500円等、その他諸経費は個人負担となります。また、補講にかかる費用は原則として有料となります。
募集締切日	<b>平成29年12月13日(水) 昼12時</b>
申込方法	求職の申し込みをしている公共職業安定所の担当者に相談してください。手続きは、あなたの住所又は居所を管轄する公共職業安定所で行ってください。
説明会	参加者：受講申込者(欠席等の場合は選考対象者となりません。) 日時：平成29年12月14日(木) 午後1時30分から <b>(時間厳守)</b> <b>※開始10分前までに受付を済ませてください。</b> 場所：置賜総合支庁 503会議室(裏面地図参照) 内容：訓練内容の説明と適性検査を行います。 持ち物：筆記用具(鉛筆・ボールペン等)を持参してください。

【お問合せ先】

山形県立山形職業能力開発専門校 能力開発支援課

〒990-2473 山形市松栄二丁目2-1

TEL 023-644-9227 FAX 023-644-6850

ホームページ <http://www.yamagatanoukai.jp/>

山形 職業

検索

クリック

## ◆ 訓練の概要 ◆

[ 訓練目標 ] 介護職員の業務に関する基礎的知識及び技術等を習得することにより「介護職員初任者研修」修了を目指し、介護業務に関連する技能を習得するとともに、その他の就職に必要な知識等を習得する。

[ 目指す職務 ] 訪問介護員、介護福祉施設職員

[ 訓練カリキュラム ]

※総訓練時間（目安） 300H

科目	内容	時間
介護職員 初任者研修課程	講義 職務の理解、介護における尊厳の保持・自立支援、介護の基本、介護・福祉サービスの理解と医療との連携、介護におけるコミュニケーション技術、老化の理解、認知症の理解、障がいの理解、こころとからだのしくみと生活支援技術（講義）、振り返り、修了評価試験	165H
	演習 こころとからだのしくみと生活支援技術（演習）	
介護関連研修	学科の復習、レクリエーション、高齢者コミュニティ、住宅・福祉用具に関する講義、実習振り返り、実技の復習、介護予防等	58H
職場実習	介護現場における施設実習（5H×7日）	35H
就職支援他	コミュニケーション、ビジネスマナー、面接の仕方、自己分析、応募書類の書き方等	42H

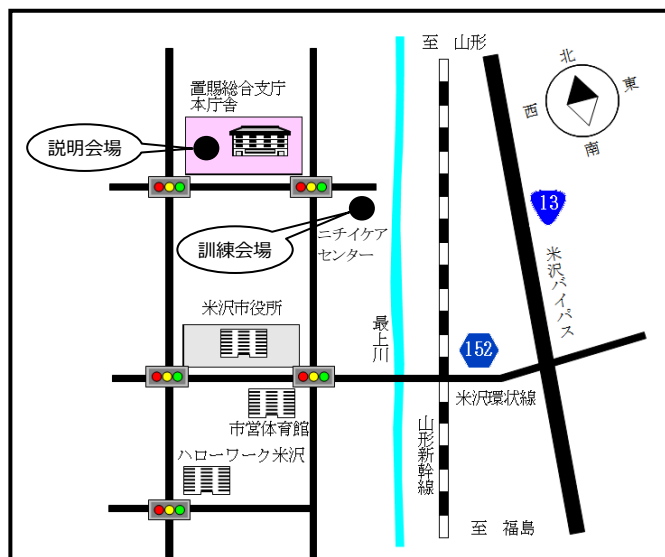
※キャリアコンサルティングを受ける場合には、その計画に従ってください。

### 【 説明会場 】

場 所：置賜総合支庁 503 会議室  
住 所：米沢市金池 7-1-50

### 【 訓練会場 】

場 所：株式会社ニチイ学館山形校 米沢第二教室  
住 所：米沢市金池 5-13-21 ニチイケアセンター米沢  
電 話：0238-26-5222 ※無料駐車場あり



## ◆ ご相談・お申込窓口 ◆

窓口機関	郵便番号	住所	電話番号
山形公共職業安定所	〒990-0813	山形市桧町 2-6-13	023-684-1521
米沢公共職業安定所	〒992-0012	米沢市金池 3-1-39	0238-22-8155
新庄公共職業安定所	〒996-0011	新庄市東谷地田町 6-4	0233-22-8609
長井公共職業安定所	〒993-0051	長井市幸町 15-5	0238-84-8609
村山公共職業安定所	〒995-0034	村山市楯岡五日町 14-30	0237-55-8609
寒河江公共職業安定所	〒991-8505	寒河江市大字西根字石川西 340	0237-86-4221

※雇用保険受給資格者で、公共職業安定所長から「受講指示」を受けた方には、訓練期間中「基本手当・受講手当」及び該当者には「通所手当」が支給されます。

※雇用保険を受給できない方が、公共職業安定所長の指示により公共職業訓練を受講する場合に、一定の要件を満たせば「職業訓練受講給付金」を受けられる場合があります。  
訓練期間中、安心して訓練を受けていただくための制度です。

詳しくは、求職の申し込みをしている公共職業安定所にご相談下さい。